

令和6年度 博多港国際ターミナル・中央ふ頭クルーズセンター飲料等自動販売機設置事業者募集要領

この要領は、博多港国際ターミナル及び中央ふ頭クルーズセンターにおいて、飲料及び食品の自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置・運営事業者（以下、「運営事業者」という。）を公募により選定するために必要な手続きを定めるものです。

公募への参加を希望する方は本公募要領を確認した上でお申し込みください。

1 公募内容等

(1) 設置場所及び設置個数（個別の物件については別紙参照）

- ① 博多港国際ターミナル
 - 所在地：福岡市博多区沖浜町14番1号
 - 設置個数：16台
- ② 中央ふ頭クルーズセンター
 - 所在地：福岡市博多区沖浜町24番25号
 - 設置個数：6台

(2) 公募内容

① 設置期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。但し、公用や公共用としての必要性や運営事業者の設置状況等を勘案して支障がないと当社（博多港開発株式会社）が判断する場合は、公募条件を変更しないことを前提として当初設置の日から5年を超えない範囲で更新できるものとします。

② 使用料

ア) 個別の物件毎に毎月の売上総額（税抜）に歩率を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を毎月の使用料として納付していただきます。

但し、上記方法により算出した額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が、10,000円未満の場合は、1台あたり10,000円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を毎月の使用料として納付していただきます。

イ) 個別の物件毎に毎月の売上総額（税抜）に乗じる歩率（0.1%単位）を「自動販売機使用料（歩率）提案書（様式1）」に記入し提出してください。

ウ) 使用料は当該月分を当社が指定した期日までに納入していただきます。なお、売上総額に歩率を乗じた際、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

③ 電気使用料相当額

電気使用料相当額は、各運営事業者が本公募の際に提出した設置する自動販売機のカタログに記載されている年間消費電力を基に当社で積算した額とし、1年間分を原則として当該年度の4月末日までに一括で納付していただきます。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費及び清掃等一切の経費は運営事業者の負担とします。

(3) 自動販売機の設置条件等

- ① 設置に関する条件を遵守し、使用料等の費用は確実に納付すること。
- ② 法令等の規定により販売について規制又は制限を受けるものについては、法令を遵守すること。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。必ず公募により選定された運営事業者が自動販売機を設置し、管理運営すること。
- ④ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、各施設の担当者の指示に従うこと。
- ⑤ 国際旅客施設という施設の特殊性を考慮し、運営事業者は自動販売機の意匠やデザイン、またクレジット等キャッシュレスによる販売方法について配慮すること。
- ⑥ 酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は不可とする。
- ⑦ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、運営事業者が行うこと。また、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については運営事業者の責任において対応するとともに緊急時の連絡先を自動販売機本

体前面の分かりやすい場所に明確に掲示すること。

- ⑧ 自動販売機に併設して空き容器の回収ボックスを常時使用可能な状態で設置し、運営事業者の責任で適切に回収・処分すること。なお、処分に当たっては資源化を実施すること。
- ⑨ 設置期間満了の場合は期間満了日の翌日から7日以内に自動販売機を撤去し、設置前の原状に復すこと。また、設置期間内で自動販売機を撤去する必要がある場合は、各施設の担当者の指示する日までに撤去を完了し設置前の原状に復すこと。
- ⑩ 地震等の震災や感染症の拡大などの外的要因により各施設が一月を超えて閉館する事態が生じた場合は、運営事業者からの申出があった場合に限り使用料の取扱について当社と協議し、協議が整った場合は新たな使用料を設定できるものとする。

(4) 売上金額等の報告

設置した自動販売機の売上本数、売上金額は各月の使用料の納入の際に当社に報告していただきます。

2 応募資格

応募の申込時において、次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- ② 福岡市税（福岡市外に居住する者は福岡市税及び居住地の市町村税）の滞納がないこと
- ③ 自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有している者であること
- ④ 国の法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置時に許認可等の免許を有する見込があること（該当がある場合のみ）
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び第2項の規定により福岡市の一般競争入札の参加停止等の措置を受けていない者
- ⑥ 応募者が福岡市の条例に違反し罰則を科せられた者である場合は、その罰則を科せられた日から6か月以上経過していること
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力的団体の構成員（以下、「暴力団員」という）でないこと
- ⑧ 福岡市暴力団排除条例第2条（平成22年条例第30号）に規定する、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ⑨ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと

3 応募手続き

(1) 募集要領の周知・配布

周知・配布期間：令和6年2月1日（木）～ 3月8日（金）

周知・配布方法：当社ホームページ

(2) 募集要領に関する質問の受付及び回答

① 質問の受付

受付期間：令和6年2月1日（木）～2月9日（金）

受付方法：質問内容を原則、電子メールに添付して問合せ先まで送付してください。

なお、FAXによる送付も可とします。

② 質問の回答

質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、当社ホームページに掲載します。

（掲載予定：2月19日（月））

(3) 応募書類の受付（応募書類提出期間）

令和6年2月20日（火）から令和6年3月8日（金） 午後5時まで（土日・祝日を除く）

(4) 応募書類提出場所

博多港国際ターミナル 管理事務所

（住所：福岡市博多区沖浜町14番1号 / 電話：092-282-4871）

(5) 提出方法

指定の応募書類を提出場所まで持参又は郵送（期限必着）のこと。

ファクシミリ、電子メールによる受付は不可。

(6) 申込に必要な応募書類

- ① 自動販売機使用料（歩率）提案書（様式1）
- ② 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力等機能が確認できるもの）
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合は許認可申請に関する書類
- ④ 法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票の写しでいずれも発行日から3カ月以内の原本
- ⑤ 印鑑証明書（発行日から3カ月以内の原本）
- ⑥ 同意書兼役員名簿（様式2）※税滞納照会及び暴力団排除のための福岡県警への照会に使用する場合があります。
- ⑦ 事業概要（自動販売機について3年以上の運営実績を有する旨も記載すること）
 - ・法人の場合：会社概要
 - ・個人の場合：創業日、事業内容、実績等が分かるもの

4 運営事業者の決定

(1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている者を運営予定事業者の選考対象とします。

なお、次のいずれかに該当する申込は無効とします。

- ① 応募資格のない者による申込
- ② 指定の日時を過ぎた申込
- ③ 提出書類に不備あるいは明らかに事実と反する記載があると認められる申込
- ④ 金額の訂正、削除、挿入等がある申込
- ⑤ その他、不正な手段による申込

(2) 運営予定事業者の決定

今回公募する各物件ごとに最高率の歩率を提案した者を運営予定事業者とします。

最高率の歩率を提案した者が二者以上ある場合は、再度歩率の提出を求め最高率を提示した者を運営予定事業者とします。なお、再度歩率を提出する際の事務手続については、別途関係者に通知します。

(3) 運営予定事業者の公表等

運営予定事業者の決定は、令和6年3月中旬に、応募者それぞれに対し「自動販売機使用料（歩率）提案書」に記載のメールアドレス宛に結果を通知します。また、当社ホームページに運営予定事業者名を掲載します。

5 契約手続き等

運営予定事業者決定後、個別の物件ごとに当社と運営予定事業者で自動販売機の設置及び運営に関する詳細について協議を行い、双方合意後に自動販売機の設置に係る契約を締結します。

なお、自動販売機の設置開始時期について、現在既に設置している自動販売機の撤去を要する場合は令和6年4月1日以降の設置となる場合があります。その場合は運営事業者と別途協議します。

6 運営予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、運営予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なく当社が指定する期日までに契約手続きを行わなかったとき
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③ 運営予定業者が応募者の資格を失ったとき
- ④ その他運営予定事業者が本件の相手方として不相当と認められる場合

7 その他

運営予定事業者の決定を取消した場合、又は運営予定事業者が決定後、辞退した場合は次点の者を運営予定事業者とし次点の者の提案した歩率を採用します。

8 問合せ先

〒812-0031

福岡市博多区沖浜町14番1号

博多港国際ターミナル管理事務所

電話 092-282-4871 FAX 092-282-4872

e-mail: 博多港国際ターミナルホームページ問合せフォーム (contact@hakataport.com)

又は m-atsuchi@port-hakata.co.jp

【参考（公募手続等の流れ）】

○ 募集要領の周知・配布〈当社HP・博多港国際ターミナルHPに掲載〉 令和6年2月1日～



○ 質問の受付及び回答 令和6年2月1日～2月9日 (回答は2月19日の予定)



○ 応募書類の受付（応募書類提出期間） 令和6年2月20日～3月8日

- ・自動販売機使用料（歩率）提案書（様式1）
- ・設置する自動販売機のカタログ（外観、寸法、消費電力等機能が確認できるもの）
- ・法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合は許認可申請に関する書類
- ・法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）／個人の場合：住民票の写し
- ・印鑑証明書
- ・同意書兼役員名簿（様式2）
- ・事業概要（自動販売機について3年以上の運営実績を有する旨も記載すること）
法人の場合：会社概要／個人の場合：創業日、事業内容、実績等が分かるもの



○ 運営予定事業者の決定 令和6年3月中旬



○ 設置及び運営に関する協議及び契約締結 令和6年3月中



○ 設置開始 令和6年4月1日～

令和 年 月 日

自動販売機使用料（歩率）提案書

博多港開発株式会社 御中

令和6年度 博多港国際ターミナル・中央ふ頭クルーズセンター飲料等自動販売機設置事業者募集について、募集要領の内容を承知の上、次のとおり申込み、歩率を提案します。

1. 申込者

所在地	〒	
名称（氏名）		
代表者職氏名	印	
担当者職氏名		
連絡先 (公募結果通知先)	TEL	
	e-mail	

2. 提案歩率

	国際ターミナル			中央ふ頭クルーズセンター		
	設置場所	物件番号	提案歩率	設置場所	物件番号	提案歩率
1 階	正面玄関北側	T 1-①	%	正面玄関北側	C 1-①	%
		T 1-②	%		C 1-②	%
	正面玄関南側	T 1-③	%		C 1-③	%
		T 1-④	%	待合棟屋内	C 1-④	%
	管理事務所前	T 1-⑤	%		C 1-⑤	%
		T 1-⑥	%		C 1-⑥	%
	待合ロビー (制限区域内)	T 1-⑦	%			
		T 1-⑧	%			
2 階	待合ロビー	T 2-①	%			
		T 2-②	%			
		T 2-③	%			
		T 2-④	%			
		T 2-⑤	%			
		T 2-⑥	%			
	免税ロビー (制限区域内)	T 2-⑦	%			
		T 2-⑧	%			

※1 申込物件数に制限はありません。

※2 提案歩率は、公募物件ごとにアラビア数字で記入してください。

令和 年 月 日

同意書兼役員名簿

博多港開発株式会社 御中

私は、令和6年度 博多港国際ターミナル・中央ふ頭クルーズセンター飲料等自動販売機設置業者募集要領「2 応募資格」に定める必要な要件を満たしております。また、資格等の確認のために官公庁への照会や今回の公募に係る事務のために下記情報が使用されることについて、同意します。

また、私は、下記のとおり役員について報告するとともに、下記情報を暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意し、公募申込者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（申込者が法人の場合、当該法人の役員が暴力団に該当した場合を含む。）に該当したときは、自動販売機運営事業者の選考から外れること、又は運営事業者の決定を取り消されることについて同意します。

1. 申込者

所在地	〒
名称（氏名）	
代表者職氏名	印

2. 役員名簿

	役職名	氏名（カナ）	氏名	生年月日			
				元号	年	月	日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							